

岩手県告示第208号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
栃内病院	盛岡市肴町2番28号	令和8年3月28日
岩手県立中央病院	盛岡市上田一丁目4番1号	令和8年3月29日